平成２２年（フ）第１５４５号
広島市安佐北区倉掛１丁目20番33号
債務者　児玉　要介
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤いずみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８１９号
広島市安佐南区祇園６丁目８番10―105号
債務者　米原明日見（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴橋　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１２号
広島県大竹市玖波１丁目９番２の504号
債務者　廣藤　勝彦
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月22日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７７７号
大阪市平野区喜連西１丁目２番６号
債務者　萬野喜久次
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松陽一郎
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２８号
函館市亀田本町11番20号
債務者　小林　桂子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７４号
北海道亀田郡七飯町本町６丁目３番11号
債務者　目谷伊佐雄
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第８５号
北海道奥尻郡奥尻町字奥尻754番地
債務者　石田　明子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第８９号
北海道亀田郡七飯町大川６丁目11番15号
債務者　嶋　　敦子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第９８号
函館市美原４丁目31番８号
債務者　壽崎　　育
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１１４号
北海道上磯郡知内町字小谷石209番地
債務者　剱地　敏文
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１８号
岩手県一関市山目町１丁目９番４号
債務者　鬼怒川昌子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１６号
群馬県利根郡川場村大字生品2069番地
債務者　関　　武紀
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
愛知県東海市富木島町伏見３丁目１番地の39
債務者　吉川司加子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第１６４６号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番18―1709号
破産者　宮本蘭子こと　朴　　蘭永
1　主文　当裁判所が平成23年１月７日午後５時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「宮本蘭子こと　朴　　蘭氷」とあるのを「宮本蘭子こと　朴　　蘭永」と更正する。
2　決定年月日　平成23年３月18日
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１３号
熊本県人吉市五日町60番地
破産者　大柿　英和
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第２６号
愛知県名古屋市中村区藤江町１丁目２番地ファーストファミール藤江Ｄ、開始決定時の住所熊本県球磨郡湯前町2850番地１
破産者　井上　一良
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第７８６６号
大阪市平野区背戸口３丁目３番15号　背戸口シャルマン401号、開始決定時の住所大阪市東住吉区北田辺６丁目５番20号
破産者　中川建具木工所こと　中川　浩哉
1　破産債権の届出期間　平成23年４月26日まで
2　一般調査期日　平成23年５月26日午後３時30分
平成23年３月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３３５号
京都市北区衣笠総門町２番地９
破産者　長縄　朱実
1　破産債権の届出期間　平成23年４月27日まで
2　一般調査期日　平成23年５月20日午後２時
平成23年３月23日
京都地方裁判所第５民事部破産係